6　5の欄は、次によること。
⑴　航空機局の場合は報告対象年度を含む過去５年度分の実施状況及び当年度以後５年度分の実施計画を、航空機地球局の場合は報告対象年度を含む過去２年度分の実施状況及び当年度以後２年度分の実施計画を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、航空機局の航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機については報告対象年度の実施状況及び当年度分の実施計画を、航空機局のＡＴＣトランスポンダについては報告対象年度を含む過去２年度分の実施状況及び当年度以後２年度分の実施計画を記載すること。なお、総合試験の実施状況は、試験実施時に当該航空機局又は航空機地球局に搭載する無線設備について全て記載すること。
⑵　航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合は、備考の欄に無線設備の型式、製造番号及び個体識別コードを併せて記載すること。
7　6の欄は、次によること。
⑴　報告対象年度を含む過去５年度分を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、認定を受けた年度以前の記載は要しない。
⑵　不具合件数の欄は、通信不能又は他の通信に影響を及ぼす事象につながつた不具合及び使用を継続した場合に通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があつた不具合の件数の合計を記載すること。
⑶　備考の欄は、無線設備等保守規程に記載した信頼性管理の目標値又は管理値に対する結果を記載すること。
8　7の欄は、6の欄で報告する不具合のうち報告対象年度に発生したものに係る無線設備名、型式又は名称、製造番号、製造年月、不具合の内容、電波の質に係る不具合の重要度（レベル１（通信不能又は他の通信に影響を及ぼす事象につながつた不具合）及びレベル２（使用を継続した場合に通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があつた不具合）の別）、現象の内容及び処置状況を記載すること。また、詳細な原因が判明した場合及び信頼性の確保のために適切な対策を実施した場合には、その原因及び対策の内容を記載すること。
9　報告書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第五章の二　無線設備等保守規程の認定の手続（第二十五条の二十六―第二十五条の三十四）	
第六章　許可の手続	第六章　許可の手続
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
［第七章　略］	［第七章　同上］
附則	附則